

## 第1章 計画策定の趣旨と基本理念

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 関連計画との整合
4. 計画策定の時期と計画期間
5. 計画の達成状況の点検及び評価
6. 教育・保育提供区域の設定
7. 「改正次世代育成支援対策推進法」に基づく  
行動計画策定指針の見直し



鹿児島県西之表市

# 第1章 計画策定の趣旨と基本理念

## 1. 計画策定の趣旨

### (1)「子ども・子育て支援法」の理念

国は、平成24年8月22日法律第65号により、「子ども・子育て支援法」を施行しました。この法律の目的は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)子ども・子育て関連3法等、子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付、施設型給付、小規模保育等への給付等、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。」としています。また、法の基本理念として以下の3点をあげています。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### (2)計画策定の根拠

平成24年8月22日法律第65号施行の「子ども・子育て支援法」第61条「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と規定しています。

また、教育・保育提供区域における子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握したうえで、これらの事情を勘案すべきとしています。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 少子化の要因

少子化の要因は、結婚・出産に対する価値観の多様化などによる未婚・晩婚化の進展や、夫婦の出生力の低下、子育てに対する経済的・心理的・肉体的な負担や悩みの増大、女性の就業率の上昇、経済的に不安定な若者の増加などさまざまな要因が考えられ、全国的に未婚率が上昇している現状にあります。

### (2) 少子化が社会に与える影響

急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済においても、さまざまな影響を及ぼすことが予想されます。

#### 子どもや家族に与える影響

地域における子どもの減少により、子ども同士で切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減少して行く。世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、「家族」の形が変容することから、家族で支え合う機能の低下が懸念される。

#### 地域社会への影響

急激な少子化により、地域の防犯や防災などの自主的な住民活動をはじめとする地域のコミュニティ機能が弱体化して行く。また、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になって行く。

#### 経済社会への影響

生産年齢人口の減少に伴い、第一次産業への労働力の供給が厳しくなって行くほか、消費力の低下にもつながって行く。また、高齢化の進行は、年金・医療・介護等の社会保障費の急速な増大をもたらし、それが現役世代の税や社会保険料の負担を増大させ、所得の減少につながって行く。現役世代の人口の減少と所得の減少により、税収が減少し、行政による公共サービスの縮小にもつながる。

出典：国立社会保障・人口問題研究所

(3)子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・ 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望する子供数も2人以上
  - ・ 家族・地域・雇用など、子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・ 家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日本1.04%、フランス3.00%、イギリス3.27%、スウェーデン3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「※小1の壁」
- ※M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供体制が不十分

質の高い幼児期の学校教育・  
保育の総合的な提供



保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善

- 待機児童の解消
- 地域の保育を支援
- 教育・保育の質的改善



地域の子ども・子育て支援の  
充実



※小1の壁：共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題のこと

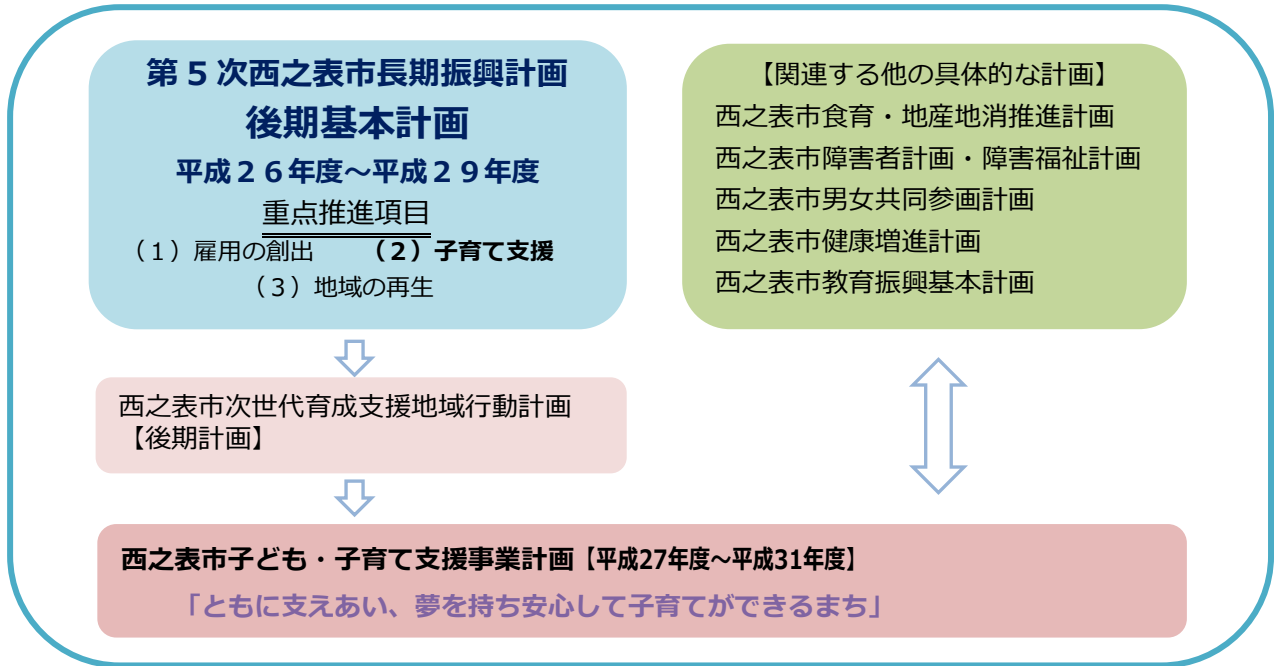
※M字カーブ：女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている

資料引用：平成24年10月 内閣府・文部科学省・厚生労働省  
「子ども・子育て関連3法について」

### 3. 関連計画との整合

#### (1) 第5次西之表市長期振興計画・後期計画

本市では、平成22年3月に、平成29年度を目標年次とする「第5次長期振興計画」を策定し、「絆で創る、魅力あふれる豊かなまち」を将来像に設定し、後期計画において、「児童福祉の充実」を掲げ、児童とその保護者の子育ての不安や負担が軽減されることを目指します。



#### 施策10：児童福祉の充実

##### 課題

少子化や核家族化の進行で育児への不安を抱える子育て世帯が増加しており、相談場所や機会の充実とともに、児童虐待や発達障害などへの対応も求められています。また、共働き世帯の増加傾向は今後続くことが見込まれ、子育てと仕事の両立や、産婦人科医院の老朽化対策など、若者が希望をもって結婚し、安心して生活していくための支援体制は引き続きの課題となっています。

##### 取り組みの方向性

子どもの医療費や保育料、教育費及び周産期の医療費などに対する支援を拡充させ、子育て世帯への子育て応援券の支給などにより経済的負担を軽減します。また、多様化する子育てに関する悩みや児童虐待への対応などきめ細やかな対策を講じるとともに、放課後児童クラブ充実やファミリー・サポート・センター事業の導入などにより、子育てと仕事の両立に対する支援を続けながら、保育施設や出産・託児の場を確保するなど、より一層、子育てのための環境整備を進めます。

##### 主な取り組み

- 子育ての経済的負担の軽減
- 子育てと仕事の両立支援
- 子育て支援体制の拡充

## (2)西之表市障害者計画・障害福祉計画

本市は、平成24年度を始期とし、平成29年度を目標年次とする「西之表市障害者計画・障害福祉計画」を策定しました。

障害者計画の「分野別施策の基本的方向第2項・教育」の中で、教育相談・就学指導体制の充実と、障がいのある幼児、児童生徒に対する教育の充実に関する取組を下記のように位置付けています。

### 教育相談、就学指導体制の充実

1. 「特別支援教育支援員」を小中学校に配置し、通常学級に在籍する障がい児へのきめ細やかな支援を行い、学識経験者の指導のもと、教員の指導力と専門性の向上を図る。
2. 円滑な就学手続きのため、移行支援シートの作成と、教育相談体制の充実に努める。
3. 「障害児就学指導委員会」の充実
4. 言語に遅れがある幼児・児童・生徒に対する保護者研修、情報提供、活動支援の実施

### 障がいのある幼児、児童生徒に対する教育の充実

1. 特別支援学級・通級指導教室を設置するとともに、特別支援学校等とも連携して、障がいの程度に応じた学習を実施、さらに充実させるように努める。
2. 特別支援教育に関する制度や体制づくり等の研修を通し、各学校における指導内容・方法の改善及び教材教具の工夫に努めるとともに、適切な就学を図るため、市障害児就学指導委員会の開催、教育相談事業・各種研修会を実施し継続する。
3. 障がいのある児童・生徒の的確な把握、特別支援教育の充実、就学指導体制の整備等を行い、学校教育における障がいのある児童・生徒の教育の充実を図る。
4. 保育所・幼稚園、子育て支援センター・特別支援学校・障がい児等療育支援事業所などの専門機関や福祉・保健・教育の行政機関が連携して『療育支援地域ネットワーク会議』を開催し、地域の第1次的な支援機関として乳幼児期から就学までの一貫した支援体制の充実を図る。
5. 子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、保護者との相互理解を図り専門機関からの助言等を得ながら、支援計画を個別に作成し、情報を共有化し、長期的な視点からフォロー体制を強化する。
6. 学校内における連携を図り全ての教職員が障がいのある児童・生徒を正しく理解・認識するため、校内の指導体制を確立し、各学校に特別支援教育コーディネーターを置き、校長をはじめとする関係教職員でチームを組み、個別の支援計画や指導計画を作成し、必要に応じて就学指導等を実施して、「個に応じた教育」を行う。
7. 障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒や地域社会と交流する学習機会を可能な限り拡充させる。また、相互理解と啓発を深めるとともに、両者が共に育つ地域に開かれ支えられた障がい児教育の充実に努める。
8. 障がいのある児童・生徒の学習や生活に適切な環境を整える観点から、情報機器等の学習を支援する機器・設備等の整備を推進するため、学校からの要望に対して予算を確保する。

### (3)西之表市次世代育成地域行動計画

平成24年度を始期とし、平成26年度を目標年次とする「西之表市次世代育成地域行動計画・後期計画」では、①子ども②次世代の親づくり③サービス利用者④社会全体による支援⑤仕事と生活の調和実現⑥すべての子どもと家庭への支援⑦地域における社会資源の効果的な活用⑧サービスの質⑨地域特性といった9つの視点から多角的に次世代育成の施策を講じています。

なお、「次世代育成地域行動計画は、平成26年度において目標年次終了となり、本計画の趣旨は、平成27年度より「子ども・子育て支援事業計画」が継承することとなります。

### (4)西之表市教育振興基本計画

西之表市教育委員会は、平成23年度を始期として策定した「西之表市教育基本計画」では、29年度を見据えた教育の姿として、「歴史や伝統を受け継ぎ、豊かな心と、たくましく生き抜く力をはぐくむまちづくり」を基本目標として、下記施策を掲げています。

1. 一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、楽しむことができる環境づくり
2. 人を資源と考え、本市の未来を担う人材や地域の核となる人材の育成
3. 団塊世代や高齢者等が活躍できる場や仕組みを整え、彼らが子どもたちに、これまで経験してきた話をしたり、学習・スポーツ・遊びなどを教えたりすることにより、お互いの理解と絆を深め、豊かな心が育めるような取り組みの推進
4. 地域の伝統行事や、先人によって蓄積された知恵を次世代に伝え、地域への誇りと愛着を持てるまちづくり
5. 家庭・学校・地域・行政が連携を深め、知識のみではなく、生きる知恵・力を身に付け、たくましく生き抜く力をはぐくんで行けるまちづくり

## 4. 計画策定の時期と計画期間

「子ども・子育て支援法」第61条第1項に、5年を1期とする旨規定されており、本計画の始期を平成27年4月1日とし、目標年次が平成31年度の5ヶ年計画とします。

### 第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、**5年を1期とする**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 5. 計画の達成状況の点検及び評価

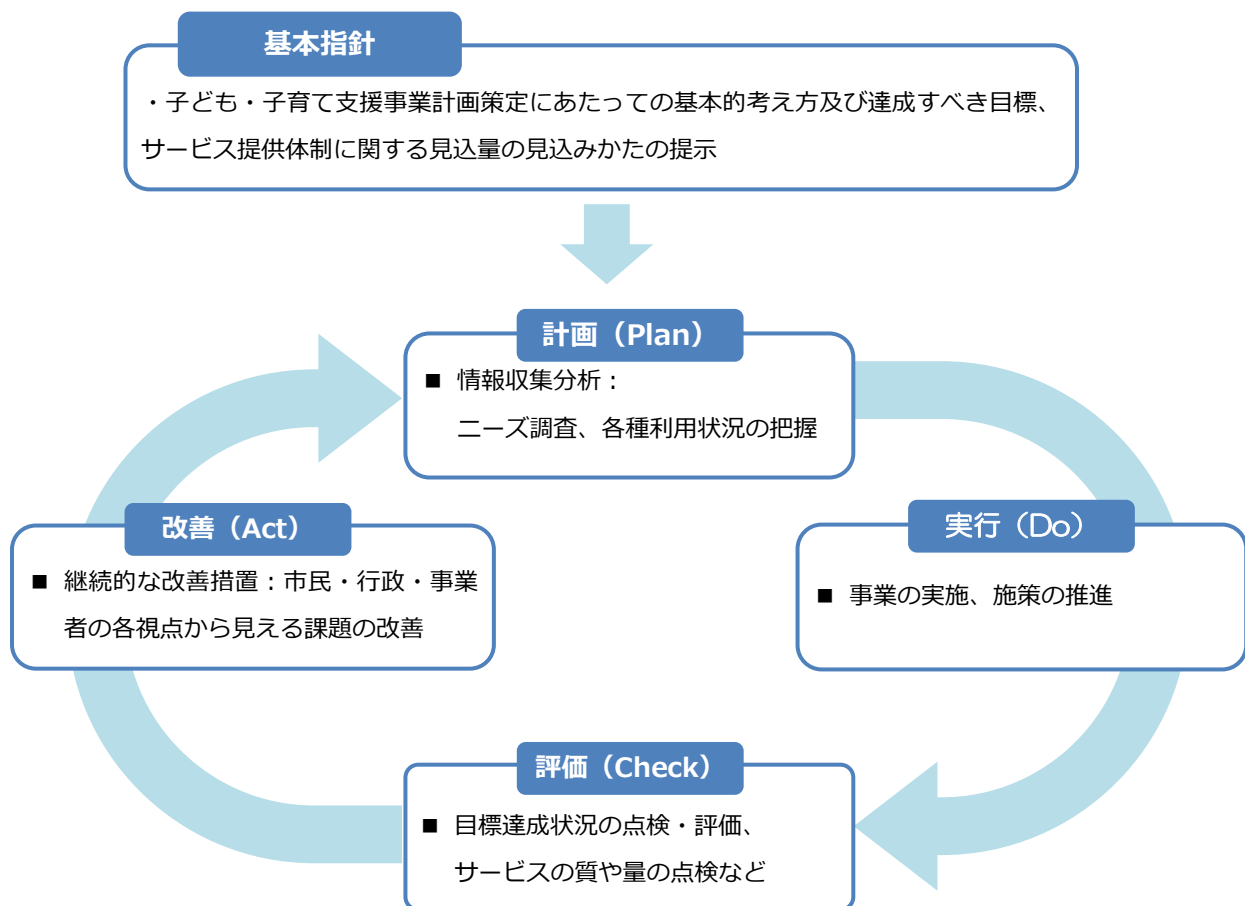
各年度において、計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価を行い、その達成状況を点検し、この結果を公表するとともに、これに基づく対策を実施します。

「子ども・子育て支援法」の施行後、法第19条第1項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。

よって、県計画等の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

### PDCAサイクルのプロセス





## 6. 教育・保育提供区域の設定

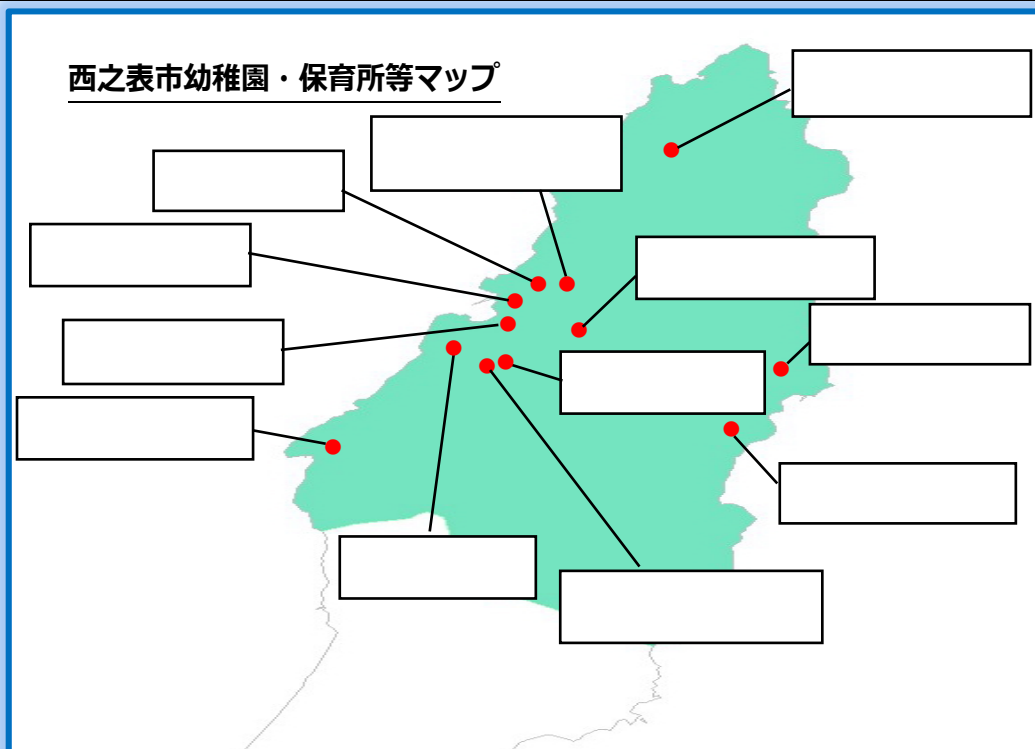
「子ども・子育て支援法」第61条第2項において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、「教育・保育提供区域」の設定を規定しています。

区域の設定にあたっては、12の小学校校区を基本とした設定が考えられますが、本市の人口総数16,285人のうち、49.3%にあたる8,032人(平成26年3月末現在)が榕城校区に居住しており、また、榕城小学校には本市全校児童930人のうち60.6%にあたる564人が在学し、また、唯一の中学校である種子島中学校も榕城校区に位置する、いわゆる一極集中となっています。

このように、居住人口・年少人口の分布状況をみると、榕城小学校区以外で各種事業を展開するには対象園児・児童・生徒数が少なく、事業の効率性に難があり、さらに、保護者の就労場所の多くが榕城校区に集中し、サービス需要も居住人口以上に同校区に集中しています。「教育・保育提供区域」を細分化することは、保育・教育需要と供給のバランスを著しく欠くこととなります。よって、本市の「教育・保育提供区域」は全市で1区域とします。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる、小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）、その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期



## 7. 「改正次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針の見直し

### (1) 見直しの趣旨

国民が、希望通りに就業し、結婚、出産、子育てを実現することが出来る環境を整え、人びとの意識を変えて行くなど、少子化と人口減少に対応するための総合的な政策の推進が重要となりました。

平成15年に、「次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)」が制定されて以来、地方公共団体及び事業主においては、10年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

また、ほぼ同時に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として「少子化社会対策大綱」(平成16年)、その後「子ども・子育てビジョン」(平成22年)が閣議決定され、各般の取り組みが実施されてきました。

平成19年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また、平成22年には新たな視点や取り組みを盛り込んだ内容に改定され、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取り組みが進められています。

平成24年8月には、特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等のため、「子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)」などの、いわゆる「子ども・子育て関連三法」が制定され、子ども・子育てに関する支援新制度が創設されました。

それら三法と同時に成立した「社会保障制度改革推進法」に基づき、社会保障制度改革国民会議が設置され、平成25年8月に報告書がとりまとめられています。その中では、少子化対策分野の改革について、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」や、「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」の必要性などの考え方の下、新制度の着実な実施のほか、放課後児童対策の充実や、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援の必要性などが示されました。

平成25年6月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議において決定され、子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」や、多子世帯への支援、産後ケアの強化等を進めていくこととされました。

こうした中で、法に基づく10年間の取り組みにより、合計特殊出生率がやや持ち直し、また、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、引き続き期限を区切った集中的かつ計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限を10年間延長する等の改正が行われました。

## (2)市町村行動計画の策定の時期等

市町村行動計画等は、5年ごとに5年を1期として策定するものとされています。前期計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間としており、2回目に策定される後期計画については、前期計画に係る必要な見直しを平成31年度までに行った上で、平成32年度から平成36年度までを後期計画の期間として、平成31年度中に策定する必要があります。

国は、「子ども・子育て支援計画」と一体的に策定することが望ましいとしており、現行の「次世代育成支援計画」は平成26年度が最終年度であり、こども・子育てと次世代育成は、その趣旨と将来に向けての施策は近似しており、本計画と一体とした計画づくりを行います。

